

大船渡市と明治大学との連携協力に関する協定書

大船渡市と明治大学は、「震災復興に関する協定」による連携実績と信頼関係を基に、今後も相互の交流及び将来にわたる発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大船渡市及び明治大学が包括的な連携のもと、地域活性化、人材育成、教育、文化、産業発展等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本協定に基づき次の事業を行う。

- (1) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 地域産業の発展に関すること
- (5) 防災・減災に関すること
- (6) その他、両者が必要と認める事業

(実施)

第3条 前条に掲げる事業は、両者で協議の上、行う。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、大船渡市及び明治大学のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)


第5条 本協定に定めのない事項については、両者の協議により定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5月28日

大船渡市長

明治大学長

大田公明 

土屋 恵一郎 